

外国人向け起業促進・共創ネットワーク構築事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

外国人向け起業促進・共創ネットワーク構築事業

2 事業の目的

本事業では、起業に関心がある在仙外国人（留学生含む）向けに、起業をテーマにした講演会や交流会等を開催することで参加者を中心としたコミュニティの形成と参加者同士との共創を図るとともに、仙台での起業を希望する外国人を本市の起業相談窓口等の支援事業に接続し、起業家の輩出につなげる。

3 業務の内容

(1) イベント等の実施

- ・外国人の先輩起業家等を招聘した講演会や、仙台・東北の起業家への現地訪問、交流会等を実施すること。なお、テーマの設定、登壇者の選定にあたっては、委託者が別途実施する事業との重複がないよう委託者と協議の上決定すること。なお、訪問先への移動は仙台を起点とし、公共交通機関および借り上げバス等での移動を想定している。

KPI：年間6回以上の実施、延べ参加者数200名以上

(2) 在仙外国人等のオンラインコミュニティの立ち上げ及び運営

- ・在仙外国人等を対象としたオンラインコミュニティを立ち上げ、本市の起業支援等に関する情報発信を英語で行うとともに、本コミュニティ参加者が円滑に情報発信や交流を行えるようにすること。また、下記の施策を講じること。

コミュニティの運用ルールの策定

オンラインコミュニティ運営担当者の配置

投稿内容の管理及び不適切な投稿への対応

- ・その他、本コミュニティの活性化に資する提案および検討を行うこと。

KPI：オンラインコミュニティ参加者数100名以上

(3) 適切な起業相談窓口への接続

- ・3(1)および(2)に参加する者の中から、起業意欲の高い在仙外国人等のニーズ等を把握した上で、スタートアップスタジオやアシスタなどの起業相談窓口、または外国人創業・起業活動促進事業（スタートアップビザ）の相談窓口など適切な起業相談窓口の担当者へと接続すること。

(4) 情報発信・広報

- ・本事業で実施する各種イベントについて、実施内容を英語で記事化（実施から2週

間以内に公開) し、プログラム HP や SNS を活用するとともに、メディア等と連携しながら本プログラムの実施状況等を随時発信すること。これにより、本プログラム及び本市の外国人向け起業促進・共創ネットワーク構築の認知度向上を図るための広報について、企画及び実施すること。

※プログラム HP (SENDAI Global Lounge) : <https://sendaiglobalounge.jp/>

- ・委託契約期間内において、プログラム HP の保守・運用(サーバー・ドメイン費用の支払いを含む)を行い、委託契約終了後も一定期間はドメインを保持すること。また、当該 HP に日英翻訳機能を実装すること。
- ・Web サーバの定期的な保守点検およびバックアップを実施すること。
- ・障害発見時には迅速に本市担当者へ連絡を行い、障害への対応について調整を行い、システムをはじめとする各種ソフトウェアの復旧対応及びデータの復旧作業を行うこと。
- ・Wordpress のセキュリティアップデートの対応およびプラグインのアップデートの対応をする
- ・HTTPS による安全な通信を確保することとし、SSL 証明書の発行費用は本業務の委託料に含まれるものとする。
- ・写真や動画を HP や SNS 等に掲載する場合は、被写体の承諾を事前に得ること。あわせて、著作権や肖像権、パブリシティ権を侵害しないよう留意すること。

(5) 実施拠点

- ・本業務の遂行にあたり、効果的に事業を実施できる拠点を確保すること。
なお、実施拠点については、仙台市内に確保することを原則とするが、より効果的な支援が実施できると委託者が判断する場合は、仙台市外に拠点を設けることも差し支えない。

(6) アンケート等の実施

- ・本業務にて実施するイベント、プロジェクト等の参加者及び本事業の採択者に対し、毎回アンケートを実施し、業務の効果を把握し次回以降のイベント、プロジェクト等の改善に活かすように取り組むこと。

(7) 成果報告書の納品

- ・上記(1)から(6)までの業務実績を取りまとめ、コンテンツデータ及び総括報告書を作成し、A4 の紙媒体及び電子媒体で納品すること (写真・映像データ等も含む)。

(8) その他

- ア 本業務以外に委託者や関連団体が行う起業支援業務との連携を図るよう努めること。
- イ 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティ・ポリシー

及び情報管理体制を整備すること。

ウ 本業務の公共性に鑑み、受託者は透明性、公平性を確保して業務にあたること。

エ 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的（最低でも月 1 回）に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打ち合わせにより協議、調整を行うこと。

オ 契約において受託者に対して委託した本事業が終了（中止又は廃止を含む。以下において同じ。）する場合で、かつ、受託者と同一でない場合には、受託者は後任者に対して、以下のすべての事項について、契約において受託者に対して委託した本事業の終了までに、確実に引継ぎを完了し、後任者が本事業を行うに当たって、支障がないようにすること。

4 委託料

委託料の上限額 6,000,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

5 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

6 著作権等の取扱い

- (1) 本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本市に帰属する。また、受託者は、本業務の成果物及び電子データ等の作成に関して取得した著作者人格権について、本市に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたって本市又は第三者に侵害を及ぼしたときは、本市及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。

7 その他留意事項

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。また、より効果的と考えるプログラムを提案することは差し支えない。
- (2) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (3) 受託者は、打合せの内容を記録し、随時、委託者へ提出すること。
- (4) 受託者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する仙台市職員対応要領及び留意事項（<http://www.city.sendai.jp/somu-jinji-jinji/shise/shokuin/jinji/shogai>）

.html) に準じて、合理的配慮の提供を行うものとする。

(5) 本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない。